

教員の精神的健康への一視角 — 教員による「わいせつ行為」は多いか —

榊原 禎宏

A View of the Mental Health of School Teachers
— Acts of Obscenity Perpetrated by Teachers —

Yoshihiro SAKAKIBARA

Accepted December 2, 2009

抄録: 本報告は、精神的健康のバロメータの一つとなる逸脱行動のうち性的逸脱を取り上げ、教員による法的意味での「わいせつ行為」が社会全体のそれより多く生じているか否かについて量的な点から知見を得た。ここでの分析の限り、教員による同行為の発生率は高いと判断される。この結果をいかに解釈するのか、この事実を何に帰属させるべきなのか、たとえば教員個人なのか、それとも教員の職務や学校の状況が背景にあるのか、について議論が必要なことを課題に挙げた。

索引語: 教員, わいせつ行為, 精神的健康

Abstract: Taking acts of sexual deviancy as one barometer of mental health, the aim of this paper is to determine whether teachers commit legally defined acts of indecency more than the societal average. After analyzing the data-summarized by Ministry of Education and National Police Agency-we recognize that the rate of incidence by teacher is higher. Based on this tentative conclusion, the discussion necessarily must be moved forward to determine: how this fact should be interpreted; to what it can be attributed to; and whether the problem is individual or systematic.

Key Words: teacher, illegal sexual act, mental health

1. 問題

学校教育への批判とその裏返しとしての期待が高まる中、多忙化に伴う疲労や「燃え尽き」症候群といった教員をめぐる状況は、いっそう深刻さを増しているように見える。

在職者数に占める病気休職者数の割合は、たとえば、1996年度の0.39%から2007年度の0.88%へと2倍以上に達し、およそ120人に1人の教員が休職する状況に至った。このうち精神的疾患を理由とす

る者の割合は、同年間で 36.5%から 61.9%へと増加、10 年あまりの間に 1.7 倍となり、教員のメンタルヘルスの確保が公教育経営上の大きな課題となっている。

また、休職に至らずとも精神的疾患を理由にした病気休暇の場合も少なくない。休職と病気休暇との補完的關係は、病気休暇を取得できる期間が短い府県ほど休職率が高く、反対に同期間の高いところほど休職率の低い傾向が見られる点（坂本薫，2009）から推測できる。

教員が健康的に職務に従事できない状況が広く見られることは、それ自体すでに問題だが、さらなる問題は、それが社会的規範からの逸脱をもたらし、いわゆる事故や事件につながる危険性である。もっとも、多忙やストレスを抱えることが社会的逸脱の原因となりうるかについては未だ明らかではない。しかしながら、「勤務体制が変わって、自分の時間がなくなり、ストレスがたまっていた」（痴漢容疑で逮捕された巡査長の供述，IBTime，2009.4.25 付）、あるいは「職場で期待されてたまったストレスのはけ口として、若い女性を狙った」（女子高校生に性的暴行を加えたとして逮捕された小学校教諭の供述，読売新聞，2008.7.25 付）といった発言に注目するならば、職務上のストレスがこれらの行為と関連する可能性を捨ててしまうこともできないだろう。

社会的逸脱の中でも性的逸脱はセンセーショナルに報じられるが、より倫理的であることを求められる教員による場合、それはいっそう多くの注目を集める。これは本人にとって不幸のみならず、教職のイメージダウンを招き、教職に対する社会的要求をいたずらに強めることにもなりかねない。

教員のいわゆるわいせつ問題に関するまとまった記述は、佐藤によるものがあるが（佐藤友之，1985），データの根拠があいまいで、またケースの羅列に留まっている。これに対して佐々木による整理は、定量的な指摘として初期の研究と見なせるだろう。そこでは「女性に対するわいせつな行為及びこれに類する行為」と「わいせつ・暴力行為等の信用失墜行為」が挙げられ、前者は、1977 年度から 80 年度の 4 年間にそれぞれ 25,22,14,10 件、1984 年度に 26 件と記されている。また後者については、1981 年度から 83 年度に 39,56,79 件とある（佐々木保行，1987，p.223）。前者が法的な犯罪行為を指すと推測されるものの、同論文では体罰問題が主に取り上げられており、「わいせつ行為」の内容には言及していない。

近年では、たとえば兵庫県を事例に「15 倍の発生率」と述べるものがある（神戸新聞社会部編，2003，p.208）。それは「例えば、兵庫県警が今年一一九月に強制わいせつ（未遂含む）容疑で摘発、逮捕したのは七十九人。県内の十五歳以上六十五歳未満人口を基礎にすると、四万八千人に一人という計算になる。一方、県内の中学校教師は臨時教員を含めて約九千五百人。同容疑で同じ期間に逮捕された教師は三人、三千二百人に一人だ。男女構成比の違いを無視した計算にはしても、発生率は、先の平均値の実に十五倍に上る」と説明されるのである。

この事例では、統計的有意差は認められるものの、取り上げる期間があまりに短く、普遍性が乏しい。また「わいせつ行為」を強制わいせつ容疑に限ってよいのかという問題が残される。また、インターネットや紙上での公衆のお喋りは、「教員によるものは多い」「いや、それは教員が注目されやすいゆえだ」と繰り返されるに留まり、いまだ基本的認識が成立していないと言える。

以上の状況認識から本報告は、教員の逸脱行動に関する基礎資料を提供すべく、教員による「わいせつ行為」の発生がはたして社会的水準と比べてどのようであるのかを明らかにすることを目指した。

2. 対象と方法

ここでは、2000年度から現在もっとも新しい数値が公表されている2007年度までの8年間について、教員による「わいせつ行為等」のうち、違法性を持つ性的犯罪を理由とする事案の発生率を測定し、日本全体での同平均と比較する方法をとった。具体的には、次の対象と方法によって作業を進めた。

①取り上げるデータは、文部科学省初等中等教育企画課「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（各年度版）および警察庁「〇年の犯罪」（各年版）である。

ここで対象となる教員は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（本務者）である。よって、幼稚園や専修学校等の教員は含まれておらず、私立および国立大学附属学校の教員も対象となっていない。

前者は4月から翌年3月、後者は1月から12月と時期が一致していないが、いずれもすべての月を含んでいることから、比較可能なデータと判断した。以下、年度と表記する。

②本報告では、次のものを法的意味で問われる「わいせつ行為」と測定した。

○刑法に定める「強姦」「強制わいせつ」「準強制わいせつ」「公然わいせつ」「わいせつ物頒布等」

○児童福祉法に定める「淫行させる行為」

○児童買春・児童ポルノ禁止法違反に定める「児童買春」

○長野県を除く全都道府県およびいくつかの市町村の定める青少年育成条例（ただし、青少年環境整備条例〔静岡県〕といった名称の場合もある）にある「みだらな性行為等」（いわゆる淫行条例に関するもの）

③迷惑防止条例違反による盗撮やのぞきは違法だが、同条例違反の内訳としてこれらに該当する区分が設けられていないため、事案数が不明である。このため、本報告では「わいせつ行為」に含めていない。

また、いわゆる下着泥棒については「わいせつ行為」と報道される場合があるものの、刑法上の窃盗（未遂を含む）に当てはまるため、ここでは除いている。

さらに、「会話などにおける性的いやがらせ」については、地方公務員法上の「信用失墜行為」等には該当するものの、上記の法的意味で「わいせつ行為」と見なすことはできないので含めていない。ただし、「文書・画像等（メール等を含む）による性的いやがらせ」については、刑法のわいせつ物頒布等に該当すると見なした。

なお、犯罪は認知件数、検挙件数、検挙人員に分けられるが、ここでは懲戒処分を受けた教員との比較を行うことから、検挙人員を対象とし、懲戒処分を受けた教員数と対比させる。また、同教員数のうち監督責任により懲戒処分を受けた者の数は除いている。

④教員の「わいせつ行為等」の具体的状況が調査されるようになったのは、2004年度から（教育委員会月報、No.673、p.3）だが、2005年度以降、表1に示される「わいせつ行為等の態様」の区分となっているため、次のように対応した。

すなわち、③での判断を踏まえて「盗撮・のぞき」「会話などにおける性的いやがらせ」「その他」の

3 つについては、「わいせつ行為」に関わる違法行為と捉えることが難しいと判断した。これらを合わせると 2005 ～ 07 年度間について、処分を受けた者全体の 22.54% ～ 26.22% に相当する。

また、2004 年度の区分中、「言葉・文書等による性的いやがらせ」においては、③に挙げる違法性のある事案を含みうること、加えて複数回答となっており、データ整理上の問題があることから、ここでの適切な区分とせず、04 年度以前については、2005 ～ 07 年度の平均値である 24.24% が違法行為に含まれないと見なした。

⑤刑法において罰せられない年齢が 14 歳未満であることから、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の『人口統計資料集』にもとづき、2000 年と 2007 年の 14 歳未満の人口割合の平均 14.04% を、各年度の全体数およそ 12777 万人から除いた。

本報告での「わいせつ行為」の基準等に関して整理したものが、表 1 である。

表 1 文部科学省の区分による「わいせつ行為等の態様」と関係する違法行為等

わいせつ行為等の態様	人数(2007 年度の場合)	関係する違法行為等	本報告での「わいせつ行為」に該当
体に触る	40	強制わいせつ等	○
性交	34	強姦、淫行させる行為、児童買春、みだらな性行為等	○
盗撮・のぞき	19	迷惑防止条例違反等	
接吻	15	強制わいせつ等	○
会話などにおける性的いやがらせ	15		
痴漢行為	13	強制わいせつ等	○
陰部等の露出	7	公然わいせつ等	○
文書・画像等(メール等を含む)による性的いやがらせ	5	わいせつ物頒布等・児童ポルノ	○
裸体・下着姿の撮影(盗撮を除く)	4	児童ポルノ等	○
わいせつなビデオ・DVD の販売・頒布等	3	わいせつ物頒布等・児童ポルノ	○
その他	9		
合計	164		

3. 結果

以上の作業の結果を示したものが、次の図表である。

表 2 は、教員の被処分者数、在職者数のほか、上記④に述べた 3 つの事項を除いた上での、在職者数に対する被処分者数の割合を算出している。その率は、0.0100 ～ 0.0161% となった。これは、およそ 6000 人から 10000 人あたり一人という割合である。ここでは、同値を発生率と称する。

表3には、日本全体での当該行為の検挙人員およびこれが全体に占める割合を挙げた。14歳未満の人口比率を除いた場合の同値は、0.0071～0.0081%である。これは、およそ12000人から14000人あたり一人に相当する。

これらに対して、異なるサンプル間の割合の差に関する検定を行った。その結果、Z統計量は小さくとも3.27(2001年度)、大きな場合は9.28(03年度)となり、いずれも棄却限界値(両側検定)2.58を上回っているから、1%水準で有意差の認められることが明らかである。つまり、調査したすべての年度について、教員による発生率は平均の発生率と等しいと言えず、有意に上回っていると判断できる。

なお、性的犯罪の多くは男性によることから、各サンプルの性差について検討しておこう。2008年度の学校基本調査によれば、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の本務教員のうち、男性の占める割合は49.7%である。一方、総務省データにより日本の総人口のうち男性は48.7%を占めるから、対象となる教員の方がわずかに男性比率が高いことは考慮しなければならない。しかしながら、両者の性的構成に違いがあるとまでは言えないだろう。

そして図は、これら教員における発生率と平均について、各年度の平均を100とした場合の教員の比率を示したものである。いずれの年度においても、教員によるわいせつ行為の発生率がより高く、最も少ない場合で140.52(2001年度)、最も多い場合で211.53(03年度)、8年間の平均は178.17となった。

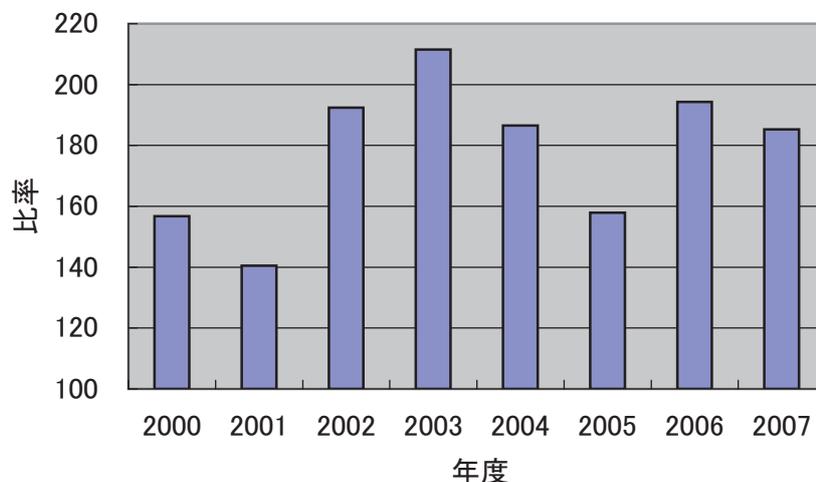
表2 教員の「わいせつ行為」による処分の状況

年度	被処分者数	在職者数	被処分者の割合	同左中、違法行為の「わいせつ行為」に該当
2000	141	930220	0.01516%	0.01150%
2001	122	927035	0.01316%	0.01000%
2002	175	925938	0.01890%	0.01430%
2003	196	925007	0.02119%	0.01610%
2004	168	921600	0.01823%	0.01380%
2005	142	919154	0.01545%	0.01200%
2006	189	917011	0.02061%	0.01570%
2007	164	916441	0.01790%	0.01320%

表3 犯罪統計にもとづく「わいせつ行為」の検挙人員等

年度	強姦	強制わいせつ	公然わいせつ	わいせつ物頒布等	淫行させる行為(児童福祉法)	児童買春(児童買春・児童ポルノ禁止法違反)	みだらな性行為等(青少年育成条例)	同左による検挙人員(合計)	同左発生率	同左発生率(14歳未満人口[推定]を除く)
2000	1486	2286	1179	742	251	777	1334	8055	0.00630%	0.00733%
2001	1277	2236	1261	592	345	840	1265	7816	0.00612%	0.00712%
2002	1355	2130	1371	483	395	1137	1291	8162	0.00639%	0.00743%
2003	1342	2273	1456	432	455	1120	1281	8359	0.00654%	0.00761%
2004	1107	2225	1451	590	513	1026	1211	8123	0.00636%	0.00740%
2005	1074	2286	1502	814	437	963	1268	8344	0.00653%	0.00760%
2006	1058	2254	1715	913	392	1093	1448	8873	0.00694%	0.00808%
2007	1013	2240	1618	892	337	953	773	7826	0.00613%	0.00713%

図 平均を100としたときの教員による「わいせつ行為」の発生率



以上の結果から、次のことを確認できる。

①教員による違法行為としての「わいせつ行為」の発生水準は、同平均と比べて有意に高い状況にある。

②その比率は、平均に対して教員はおよそ 1.4 倍から 2.1 倍、8 年間の平均は約 1.7 倍である。事例に限れば、教員による同行為の発生率は平均より 7～8 割高いと言える。

4. 課題

公教育関係者にとって残念なことに、教員による違法な「わいせつ行為」の発生率は、平均を少なからず上回っていることが明らかとなった。

引き続きデータを精査しつつ、新たな統計値も加えてこの結果を検証することが求められる一方、今回の作業を暫定的結論として、次の課題に臨むことができるだろう。すなわち、この傾向は教職に就いている個人の特性に帰属するのか、それとも教職という職業的特性や学校での労働環境が何らかの影響を及ぼしているのか、を明らかにすることである。

教員による「わいせつ行為」が多いというここでの結論から、教員批判を強める論理は可能だろう。ただし、別の論理も用意できる。それは、今の教員たちをもってしてもこうした発生率の水準になっているのであり、現在の教員の養成、採用、服務規律、研修や処遇などの条件を変更した場合、あるいは職業的威信に関わる教職イメージが変わった場合、この水準がいっそう悪化する可能性もある、という捉え方である。

これらはいずれにせよ、日本の教員の職務が依然として標準化されていない状況（榊原禎宏，2007）と無関係ではない。なぜなら、「人格の完成を目指し」（教育基本法）て行われる際限のない教育行為は、認知と感情という教育経営上の資源を無計画・無制限に投入しがちな特性を持っており、その結果、教員のストレスに対する適切な対処行動（coping）を危うくすることが想定できるからだ。

この点で、ストレスなどの脅威そのものがバーンアウトに結びつくのではなく、それへの対処方略とその実行に関わる段階の弱体化がバーンアウトを招いているという知見（佐々木誠，2005）は重要である。つまり、より健康ならばストレスをうまく対処できる可能性が高く、そのような教員を有する学校はどんな条件のもとにあるのか、を検討できるからだ。

教員の業務とその負担を公共的事業における労働のあり方として問うこと、こうしてこそ、学校の社会的責任（SSR:School Social Responsibility）や最大の教育資源である教職員の職能と健康を開発・保持するという公教育経営の課題（榊原禎宏，2008）にいつそう光を当てることができる。「聖職論」に依拠して教員をいたずらに叱咤・鼓舞，あるいはコンプライアンスを強調するだけでなく，かれらの自生的な学習が可能ないように労働環境を整備すること，もって教員自身がより学ぶことを通じて児童・生徒との関係を構築できるような公教育労働論が注目されるべきではないだろうか。

引用文献

警察庁「犯罪統計」（各年版）

神戸新聞社会部編（2003）『学校の力 ひょうご・教育最前線』神戸新聞総合出版センター

国立社会保障・人口問題研究所（2009）「年齢（3区分）別人口および増加率：1884～2007年」『人口統計資料集』

榊原禎宏（2008）「教師論から教職員論へー資源のマネジメントとしての職能開発ー」『日本教師教育学会年報』第17号，pp.167-169

榊原禎宏（2007）「学校経営における教諭の権限・責任の位置ードイツの事例からー」『山梨大学教育人間科学部紀要』第8巻，pp.263-270

坂本 薫（2009）「教員の『精神的疾患を理由とする休職』に関する一考察」京都教育大学教育学専攻卒業論文

佐々木誠（2005）「教員のストレスとその対処の質的研究：中学教師の語りより」（臨床心理教育研究領域，2003年度社会福祉学研究科修士課程修士論文要旨）『岩手県立大学社会福祉学部紀要』7(2)，p.55

佐々木保行（1987）「教師の非行・犯罪と自殺」前田嘉明・岸田元美監修，寺田晃・竹下由紀子・佐々木保行編『教師の心理（2）社会の中の教師理解』有斐閣，pp.217-254

佐藤友之（1985）『教師の犯罪』東京法経学院出版

文部科学省（2005）「公立学校教職員の人事行政の状況調査について」『教育委員会月報』No.673

文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（各年度版）

IBtime「痴漢容疑で37歳警視庁巡查長を逮捕 - 神奈川」

(<http://jp.ibtimes.com/article/biznews/090425/33637.html>，2009.08.10 閲覧)